

政治システムと社会運動への比較政治学的アプローチ —女性運動の国際比較を題材に— (上)

堀 江 孝 司

一. はじめに — 研究の目的 —

本稿は、いわゆる「新しい社会運動」を、比較政治の観点から研究していく上での、いくつかの問題点を整理し、異なる諸アプローチを比較・検討することを目的とした試論である。はじめに、政治学・社会学双方からみた、研究の意義について、簡潔に述べる。

1. 政治学 比較政治は、時代とともに、その主要な対象および方法を変化させてきた。例えば、比較制度論から行動論革命以後の政治文化や政治過程の比較へ、あるいは、先進諸国間の比較から第三世界の比較近代化論へ、といった具合にである⁽¹⁾。そして、昨今の主流は、比較政治経済学であるといえるであろう⁽²⁾。

ところで、政治経済学の領域において、「スウェーデン・モデルの崩壊」が、いわれるようになって久しい⁽³⁾。かつては、職場における民主主義、包括的福祉国家、良好な経済パフォーマンスを結合させたレギュレーション・モデルの優等生も、今では経済にかげりが見え失業率も上昇しているという。

だが、女性、エスニック・マイノリティ、障害者、老人などの権利や、環境保護といった、いわゆる「新しい社会運動」のテーマに関わる領域においては、スウェーデンは今でも世界をリードしているといわれる。このことは、政治経済学では捨象されてしまう領域の存在を示している。日本の各種の社会運動も、スウェーデンをはじめとする北欧諸国に範を求めてきた。経済成長率や失業率、インフレ率などに還元されない国家のパフォーマンスというもの、比較できるのではないかと。これが、本稿の背後にある問題関心である。

ところが、労働運動以外の社会運動は、従来比較政治の対象には、ほとんどなっていないといえる⁽⁴⁾。新しい社会運動を比較しようとする試みが、近年みられるようになったが、まだ決して多いとはいえない⁽⁵⁾。

2. 社会学 90年代に入って、いわゆる「新しい社会運動」論は、下火になっている。しかしこれは、新しい社会運動論が、単なる運動論を越えた一つの社会理論でもあった⁽⁶⁾ことを考えれば、具体的な個々の運動の分析にとっては、必ずしもマイナスとばかりはいえない面がある⁽⁷⁾。

一方、対象たる運動自体が、新しい動向を示し始めている、という指摘もみられる。すなわち、「政治システムの外部での、純粋な行為様式として社会運動を分析するトゥレーヌのもの」とは異なり、運動の成功を「包摂」に求める動きが現れ、対抗文化的・交渉拒絶的態度からの一定の修正が認められる、というのである⁽⁸⁾。これを、運動の「制度化」の動きと見ることもできる⁽⁹⁾。

例えば、女性運動は、今世紀初頭の、男性と同様の市民権を求める運動を第一次、60年代のニュー・レフトから出てきた、意識やイデオロギーを問題とする運動を第二次とすると、80年代以降の第三次の盛り上がりは、再び政党や議会といった「メインストリーム」の政治をターゲットにするようになったといわれている。オルタナティヴとメインストリームは両立可能であり、その相補性なしには課題は達成できない、ということが、指摘され始めているのである⁽¹⁰⁾。

そうすると、そこに「政治」が関係してくるために、国による違いがいっそうはっきりしてくるように思われる。

ところで、日本の社会運動研究は、従来次のような特徴をもって来たといわれている。すなわち、「単なる事例研究は山ほどあるが、運動理論をその基礎として持っていたり、運動理論の検証のために行われたりする事例研究は稀にしかない」⁽¹¹⁾。欧米の研究にも、同様の困難が認められることは、以前から指摘されている。「大衆の集合行動に関する学術的文献は、かなりの量の良質な叙述と、無数の一般モデルを含んでいるが、両者の間には巨大な空白が空いている」⁽¹²⁾。

だが、こうした不満を満たしたとしても、すなわち事例研究との間で相互作用を行いうるような理論であったとしても、なお不満は残る。というのも、ここで念頭に置かれている「理論」に関わる諸命題は、おおむね歴史的関心を欠

いたものだからである。すなわち、事例を通じて中範囲の命題を検証し、そこからの法則化を指向するこれらの研究は、究極的には歴史貫通的な運動の理論を構築しようとしているが、そのことが逆に、歴史的関心の薄さに反映しているように思われるのである⁽¹³⁾。

その点、新しい社会運動論は、「後期資本主義」「脱工業化社会」といった、社会論的視角と密接に関連しながら生まれてきたものであり、したがって、歴史的関心は保持している。しかし、諸国間の比較という問題意識が希薄である。そのため、「脱工業化の進展に伴い、先進資本主義国に一斉に新しい社会運動が出現した」とか、「新保守主義の台頭とともに、社会運動は一様に停滞した」というような話になりかねない。

だが、環境、ジェンダー、人権、平和といった 이슈に関わる社会運動は、脱工業化しつつある先進諸国に、一様に現れているだろうか。むしろそれらは、国によってその目標の達成度合いが、著しく異なるのではないか。

例えば、ここで女性の地位という一指標を考えてみよう。経済、政治、専門職への参加度を測定する、国連開発計画の人間開発報告書の「ジェンダー・エンパワーメント測定」によれば日本の女性は27位⁽¹⁴⁾、「健康」「結婚と子供」「教育」「雇用」「社会的平等」の五分野を総合した人口危機委員会（アメリカのNPO）の調査によれば、34位である⁽¹⁵⁾。

これはなぜだろうか。世界第二位の経済大国となった今や、日本は後進国だから、という説明では済まないであろう。実際、日本は「経済大国」だが、「人権小国」であるともいわれているのである⁽¹⁶⁾。また、欧米諸国は一様に進んでいる、といえるだろうか。福祉国家の国際比較研究が、先進資本主義諸国の中に、いくつかの福祉国家類型を発見したように⁽¹⁷⁾、これらの 이슈においても、先進諸国間にいくつかのパターンがないであろうか。それを発見できれば、「先進国－遅れた日本」という図式を乗り越えることもできよう⁽¹⁸⁾。

先の指標は、（もちろんそれがすべての要因ではないが）少なくとも、日本における女性運動の弱さを示している。日本では、女性運動のみならず、社会運動は全般的に弱いという、大方の合意があるように思われるが、それがなぜかについての説明は多様である⁽¹⁹⁾。その点を明らかにするためには、日本だけを見ていては、やはり限界がある。

本稿は、こうした諸点を念頭に置き、社会運動を比較政治学的に研究するうえで、問題となる諸々の点について、特に理論面で一定の考えを整理するという意図をもって、執筆される。その際、議論をわかりやすくするために、主に女性運動⁽²⁰⁾に材料を求め、具体的事例を示しながら、議論を展開する。なお、本稿は今後の実証的研究のための予備的考察という性格をもつものであり、これ自体、一個の完結した体系性をもつものではないということを、はじめにお断りしておきたい⁽²¹⁾。

- (1) 例えば、福岡政行「比較政治と政治文化」堀江・岡沢編『現代政治学』法学書院、1982年；内山秀夫「現代政治学における比較研究の展開」『比較政治考』三嶺書房、1990年；薮野祐三「比較政治学のアプローチ」砂田・薮野編『比較政治学の理論』東海大学出版会、1990年、などを参照。
- (2) いうまでもなく、政治学における近年最大の流行の一つは、新制度論ないし、国家中心アプローチと呼ばれるものである。しかし、新制度論もそれ自体は方法上の問題であって、政治経済学であることを妨げない。むしろ、経済的事象を制度から説明する研究が多い。例えば、真淵勝『大蔵省統制の政治経済学』中央公論社、1994年、をみよ。
- (3) 文献一覧は、稲上毅・H.ウィッタカー「スウェーデン・モデルの崩壊」稲上ほか『ネオ・コーポラティズムの国際比較』日本労働研究機構、1994年、6-7頁。
- (4) 比較以前に、そもそも政治学者は、労働運動以外の社会運動を、近年あまり研究対象にしない。日本政治学会年報の「学会展望」欄に、社会運動を扱っているようなタイトルを発見するのは困難である。だが、このことは政治学者の社会運動への関心の低さと同義ではない。むしろ、既成政党も労働組合も頼りにならない今こそ、「市民」による運動だ、といった議論は、いわゆる「論壇」政治学では、結びのことばの常套句でさえある。
- (5) 近年の比較的法とまったものとして差し当たり、C. Jenkins/B. Klandermans eds., *The Politics of Social Protest: Comparative Perspectives on States and Social Movements.*, University of Minnesota Press, 1995. を挙げておく。
- (6) 例えば、A. トゥレーヌ『ポスト社会主義』新泉社、1982年；J. Habermas, *New Social Movements.*, *Telos.*, 49, 1981.; C. Offe, *New Social Movements: Challenging the Boundaries of Institutional Politics.*, *Social Research.*, 52-4, 1985. などを見よ。
- (7) むしろ、研究の分化・多様化とみることもできるかもしれない。だが、社会学における社会運動論自体が衰退している、という危惧も表明されて

いる(栗田宣義「なぜ測定しないのか—社会運動論の衰退と社会学の将来—」『武蔵大学人文学会雑誌』28-3, 1997年)。

- (8) A. Scott, *Ideology and the New Social Movements.*, Unwin Hyman, 1990., pp. 10-1 ; chap. 5.
- (9) 寺田良一「環境運動の類型と環境社会学—「新しい社会運動」の制度化、政策化を展望して—」社会運動論研究会編『社会運動論の統合をめざして』成文堂, 1990年; 同「アメリカの環境運動における制度化と脱制度化」社会運動論研究会編『社会運動の現代的位相』成文堂, 1994年(後者は制度化の進展が, 新たな脱制度化につながることも同時に指摘している)。これはしかし, 新しい社会運動の理念からの, 重大な逸脱でもある。現に政治のプロになることが, アマチュアだからこそつかんできた支持を, 失う危険を伴うとも指摘されている(『朝日新聞』95年3月29日)。もともと, アイデンティティ政治は, 政治的代表という考えを拒絶してきた, という面があるからである (S. Rowbotham, Introduction : Mapping the Women's Movement., in M. Threlfall ed., *Mapping the Women's Movement : Feminist Politics and Social Transformation in the North.*, Verso., 1996, p. 9)。
- (10) J. Lovenduski, Introduction : the Dynamics of Gender and Party., in J. Lovenduski/P. Norris eds., *Gender and Party Politics.*, 1993., p.1.; M. Threlfall, Conclusion., in Threlfall ed., *op.cit.*, pp. 289-90.
- (11) 片桐新自『社会運動の中範囲理論』東京大学出版会, 1995年, 45頁。
- (12) C. Tilly, Models and Realities of Popular Collective Action., *Social Research.*, 52-4, 1985, p. 717.
- (13) この点は, 集合行動を基本的に非合理的なものとみなす伝統的理論においても, また運動の合理性を強調する資源動員論においても, 共通しているように思われる。例えば, 前者の代表とされるN. スメルサーの著作では, 宗教改革や千年王国運動と社会主義革命は, 同じ「価値志向運動」にカテゴライズされる(『集合行動の理論』誠信書房, 1973年, 第十章)。また, 後者の理論的源流といわれるM. オルソンの議論については, その没歴史性を指摘するまでもないであろう(『集合行為論』ミネルヴァ書房, 1983年)。こうした視角は, 「現象」的には類似した諸運動が, 著しく異なる「意味」を持つ, という側面を見落とすことにつながる。
- (14) UNDP『ジェンダーと人間開発』国際協力出版会, 1995年, 94-9頁。具体的には女性国会議員比率が116カ国中63位, 国家公務員の管理職81位, 専門技術職53位, 収入男女比23位である。なお, 女性議員は89年参院選で増加するが, 下院(衆議院)に限っては, 89年当時日本は112位であった(『婦人展望』1990年3月, 8-9頁)。

- (15) 『婦人展望』1988年9月, 5-7頁。
- (16) マイノリティ研究会編『各国の人権擁護制度』解放出版社, 1995年, i頁。
- (17) R. M. ティトマス『社会福祉政策』恒星社厚生閣, 1981年, 第2章;
G. Esping-Andersen, *The Three Worlds of Welfare Capitalism.*, Polity Press, 1990.
- (18) かかる図式は, 例えば, 大脇・中島・中野編『21世紀の男女平等法』有斐閣, 1996年, などにみられる。本稿では, 欧米先進国が, 一様に進んでいるわけではない, ということも示したいと思う。
- (19) 例えば, 「コンセンサス社会」「草の根保守主義」といった, 政治文化からの説明(梶田孝道「戦後日本の社会運動」社会運動論研究会編前掲, 1990年, 180頁; 山口裕司「新しい社会運動と政治」米原・土居編『政治と市民の現在』法律文化社, 1995年, 199-204頁)や, 日本では会社が強く, 労働時間が長すぎるからという説明(加藤哲郎『社会と国家』岩波書店, 1992年, 240-1頁)などがある。また, そもそもある種の社会運動が「強い」ないしは「弱い」とは, どういうことを意味するのかについても, 実は十分に議論がなされてきたようには思われない。この点については, 次節で検討する。
- (20) 「60年代, 70年代に生まれた社会運動の多くは消えたが, フェミニズム運動は, 数少ない生き残りである」(M. F. Katzenstein, Comparing the Feminist Movements of the United States and Western Europe: An Overview., in M. F. Katzenstein/C. M. Muller eds., *The Women's Movements of the United States and Western Europe.*, Temple University Press, 1987., p. 3)。
- (21) 筆者は, 政治学サイドから社会運動を研究する際, 以下の三点が特に必要であると考えている。すなわち, ①運動の歴史的位置づけを明らかにする。②しかしながら, 同時代の運動を一色に塗りつぶさず国による差異を見出す。③運動を自己完結的なものと考えず, 当該社会における「政治」の中に位置づける。むしろ, これらは相互に関連しあっており, 本稿でも特に②の目的を達するために, ③的なアプローチを取ることになる。なお, ①については, 別稿で検討する予定である。

二. 社会運動の強弱とは何か

ある種の社会運動が「強い」とか, 「弱い」とは, どういうことであろうか。日本の女性運動は本当に弱いのか。どのような国の運動が強く, どのような国の運動が弱いのか。この点から議論を始めたい。だがこれは, 容易な作業ではない⁽²²⁾。というのも, 労働運動を別とすれば, 一般的に言って, 社会運動の

強弱を表す指標は、ないといえるからである。労働運動の場合には、組合員数や組織率、争議件数、損失労働日数、賃上げ率や労働分配率、といった統計上の諸指標がある⁽²³⁾が、それ以外の社会運動の場合、何をもって、運動の強弱の指標とすればよいのだろうか。

労働運動におけるストライキのアナロジーで、例えばデモンストレーションの件数などが、まず思い浮かぶ⁽²⁴⁾。だが、これは多くの点で不十分な指標である。まず、国際比較のためには、同じ条件で統計が取られる必要がある⁽²⁵⁾。だが、特定の 이슈をめぐるデモの数について、各国に同じ条件の統計が揃っているとは考えにくい。雑誌や新聞を使う手法はよくみられるが、これもメディア側の取捨選択の契機が入り、国や媒体によりばらつきが大きくなる⁽²⁶⁾。加えて、リソースの少ない運動は、あえて新奇なパフォーマンスで、メディアに取り上げられることを狙うという戦術を取ることがある⁽²⁷⁾。そのため、ある運動が実際に集めている支持と、報道への露出度との間には、非対称な関係が生じやすい。また、今日の多様化した社会運動にとって、デモは果たして主要な戦術かという問題や、さらにより根本的には、例えば女性参政権を求める示威行動が頻繁に起こる国と、女性参政権が既に獲得されたために、そうした行動が皆無の国とでは、果たしてどちらの女性運動が強いのか、という問題がありうる。そこで、運動が取った戦術でなく、それを行うためのリソースの比較が検討される。

(1) 運動のリソース

通常、圧力団体の政治的影響力は、そのリソースの関数と考えられるので、社会運動にそのアナロジーを適用すれば⁽²⁸⁾、リソースの比較ということが考えられる。

リソースは以下のように定義される。「その所有者に、人または集団に影響を与える能力を増大させる、すべての属性、環境、所有物」⁽²⁹⁾、あるいは、「制裁・奨励・説得もしくは状況操作のための手段」⁽³⁰⁾、である。具体的には、正当性、資金、便益、威信、マン・パワー、情報、武器などが考えられる⁽³¹⁾。また、運動が具体的な「政治的」成果を目指す場合には、政策決定者やメディアへのアクセスも有力なリソースとなる⁽³²⁾。

だが、これは国際比較には適さない。リソースとは、通常一つの組織や運動

体⁽³³⁾について検討されるもので、一国の社会運動全体にとってのリソースという考え方はしないからである⁽³⁴⁾。実際、女性運動を例に取っても、同じ国内に対立しあう諸勢力があり、それらすべてに利用可能なリソースというのはあまりなく、また一国の中に豊富なリソースをもつ強い運動と、リソースが乏しく弱い運動が、併存するということが現にある。もちろん、制度的リソースという考え方は可能であるが、その点はのちに政治的機会構造と関係させて、事例に即して説明するので、ここでは運動内在的なリソースのみを対象とする。

状況的便益や制度的リソース以外で、一国単位で、ある種の社会運動にとって利用可能なリソースが測定できるとすれば、それらの運動への参加者や支持者の数が考えられる。運動団体の数も、盛んさや広がりに関係しそうだが、もともと国家から距離を置く傾向があったこの種の運動を、公式統計がどれほどつかんでいるかは疑わしい⁽³⁵⁾、アメリカのように発達したNPO法をもち、公式に登録すれば種々の便益を受けられる国⁽³⁶⁾と日本とでは、統計への現れ方に大きな差が生じると予想される。そもそも、環境やフェミニズムといった事象に関わる組織の数と、その国における運動の強弱とは、直接的な関係はない。組織数が多ければ、それら相互間に対立が起こる可能性が増大する。例えば、アメリカでは、堕胎をめぐるプロ・ライフ対プロ・チョイスの対立が有名であるし、プロ・ライフのような、「保守的な」運動を除外したとしても⁽³⁷⁾、女性運動の中にはさまざまな立場がある⁽³⁸⁾。また、労働運動についていえば、組織の数が多いことは、むしろその弱さの原因でさえあるのであって、一般的に言えば、統一したナショナル・センターをもつ、スウェーデンのような国の労働運動の方が、バーゲニングの力は強い。

そこで、組織数ではなく、支持者や参加者の多さ⁽³⁹⁾をみるにしても、これもかなり困難な作業である。実際、組織の数さえ正確に把握できないのに、そこに参加している者の数を確定することはほとんど不可能である。支持者の割合は、意識調査から算出することができるが、それにも問題はあつた。例えば、ある調査では、デンマークよりギリシアにフェミニズム支持者が多い。これは通説の逆であると考えた調査者たちは、質問票の翻訳上の問題や、調査時ギリシアが社会党政権だったという要因のほかに、既に高い達成を示した国では、ラディカルな変化に支持は得られないとか、女性が抑圧されている国ほど、フェミニズムへの支持は強くなる、という解釈を行った。その傍証は、フェミニズ

ムへの支持が強い、と出た4つの国のうち、2つは女性参政権を1943年以後に獲得したのに対し、弱いと出た国はすべて1922年以前に獲得していたこと、および、ギリシアはこの調査の前の10年間に、女性雇用が減った唯一の国であることなどである⁽⁴⁰⁾。

つまり、「支持するか否か」というレヴェルの回答では、むしろ遅れている国ほど支持者が多い、などということにもなるのである。

そこで、次に運動の政治的影響力という観点から、強弱をみることにする。

(2)政治的影響力

政治的影響力は、それだけでは、今まで見てきた「女性の地位」全般の比較には適さないが、のちに行う諸アプローチの検討にとっても、また社会運動と政治の関係を扱う本稿の趣旨からいっても、影響力の比較は妥当なものである。社会運動の政治的影響力についても、利益集団のそれとのアナロジーで検討することができる。

利益集団の影響力の強弱を調べる方法は、二つに大別できよう。すなわち、声価法によるものと、具体的な政治過程におけるその現れを観察する方法である⁽⁴¹⁾。後者については、のちに事例研究を通じて検討する。前者については、女性運動の影響力を、「婦人運動」ならびにその他のエリート・対抗エリートに尋ねた調査がある⁽⁴²⁾。

それによれば、日本の女性運動は、政治エリートへの接触およびその成功率において、他集団と比べて遜色ないが、マスコミ、官僚、政党、財界、労働、農業団体、学者・文化人、消費者、市民運動、部落解放同盟、といったアクターの中で最も影響力が弱い、と考えられている⁽⁴³⁾。この種の調査は、原理的にはどの国とも比較が可能である、というメリットがある。現に、同調査はアメリカ、スウェーデンと連動している⁽⁴⁴⁾。

ただ、問題点もある。本調査の弱点のいくつかは、多元主義全体に関わるもので、本稿の対象を越える。取り敢えず本稿では、以下のことをいっておけば十分であろう。すなわち、こうした「影響力」や政治エリートへの働きかけの「成功率」は、「政策領域」への言及抜きに聞かれている⁽⁴⁵⁾。つまり、彼らは体制にとって、あまり重要でない政策領域で影響力を行使したり、成功したりしているのかもしれないのである。それに関連しそうな点は、同調査で部落解

放同盟の「成功率」が高いことであろう。例えば、国会議員や地方議員・首長への接触成功率が、財界や労働組合よりも高いのである⁽⁴⁶⁾。このことが、解放同盟のリソースや影響力が、財界や労組よりも勝っていることを意味しないという点についての「論証」は、ほとんど不要であろう。むしろ、解放同盟が影響力を行使して目的を達成した領域は、相対的に他の集団の利害と抵触しない領域にあるために成功率が高い、と考えるのが自然である⁽⁴⁷⁾。

もちろん、以上の点は、既存の調査に対する批判に過ぎず、この種の調査全般の無効性には直結しない。むしろ、政策領域の問題まで勘案できるような調査を行うことができれば、新たな知見が得られよう。しかしながら、現在のところ、比較政治に用いることのできるようなそうしたデータは寡聞にして知らない。そこで、次の比較対象を考えよう。

(3)運動の目標の達成度

当然のことながら、何を運動の達成と考えるかは、運動の目標に規定される。したがって、この点が既に一つの論争点たりうる。労働運動を例に取ると、賃上げや労働条件の改善を、目標と見なす立場と、真の目標(社会主義)の実現にとっては、むしろ有害であったとする立場があり得るからである。

しかし、新しい社会運動は、元来そのシングル・イシューへのこだわりを特徴とし、より大きな目標に仕えるものではないと考えられる⁽⁴⁸⁾。つまり、環境運動は、環境の保護や改善が目標であり、その背後に真の目標なるものを、取り敢えずもたないはずである。

それでも、運動の進め方をめぐり、対抗や分岐が生じることがしばしばある。環境運動では、既存の経済秩序との関係をめぐる穏健派と急進派の、女性運動では、ミニマリストとマキシマリストの間のそれが、最大のものであると思われる。そのため、「運動の目標の達成度」という観点からも、議論がわかれる可能性はある。しかし、女性が様々な形で社会的差別を被っている現状では、差し当たり男性との対比において、女性の地位が向上することを目標とすることには、最低のコンセンサスはあると考えられる。

そこで、これをひとまず女性運動の目標と考えるにしても、その達成度の測定は容易ではない。そのための報告書が作成され、その中で「女性の地位の向上の度合いは、例えばいくつかの代表的指標を選択し、その動きを単純に追う

ことで説明できるというようなものではない」と謳われるほどである⁽⁴⁹⁾。

だがここでは、女性の地位のより完璧な指標の作成が目的ではないので、暫定的に先の国連開発計画調査に戻ると、上位国は、(1)スウェーデン、(2)ノルウェー、(3)フィンランド、(4)デンマーク、(5)カナダ、であり、人口危機委員会調査では、(1)スウェーデン、(2)フィンランド、(3)アメリカ、(4)東ドイツ、(5)ノルウェー、である⁽⁵⁰⁾。これを見る限り、やはり北欧諸国が高いパフォーマンスを誇っている。

もう一つ、運動の目標の達成度という観点に立てば、こうした総合的な指標でなく、ある種の権利や法制が確立されているかどうか、という点も比較可能である⁽⁵¹⁾。例えば、スイスでは1971年まで、女性は参政権をもたなかった。これはもちろん、スイスの女性運動の弱さの反映である。ところが、同じイシューでも、達成の意味合いが違う場合がある。例えば、妊娠中絶は、一般的に女性運動が取り組む大きなテーマであるとされるが、その達成の意味合いは国により異なる。例えば、スウェーデンの中絶合法化（1976年）は、「女性の権利というより、望まれない子供を減らすという社会経済的政策の一環であった（世論調査では女性の方が中絶反対が多い）」⁽⁵²⁾。日本では、中絶合法化は1948年に人口過剰問題対策として、医師議員のイニシアティブで成立している⁽⁵³⁾。ここには、女性運動の強弱とは、差し当たり無関係な、政治的機会構造の問題が関係している。

また、法律や制度は、その趣旨どおりに機能するとは限らない。日本は、世界で最も早く罰則付きの男女同一賃金規定（労基法4条）を制定した⁽⁵⁴⁾にもかかわらず、女性の賃金は、既にもたように23位である。

そもそも、「女性の地位の向上」自体は、これまでの議論に見られるように、複雑な内容をはらみ、例えば女性参政権の確立時期を早い順に並べる、というような作業⁽⁵⁵⁾とは、明らかに事情が異なっている。普選の導入というように、時期が明瞭に確定でき、なおかつ（ほとんどの場合）不可逆的な事象は比較を容易にするし、単一のイシューを取り扱えば、立法化の政治過程が把握し易い。

他方、女性の地位という、雑多な内容を含むものを比較しようとすれば、そこには比較をめぐる諸困難が発生する。「女性の地位」は結局のところ、上でみたようないくつかの指標の組み合わせから判断するしかないかもしれない。しかしながら、それをみても先進諸国の中に、相対的に女性の地位が高い国と

低い国があり、日本が後者に属することは、明らかである⁽⁵⁵⁾。そして、繰り返しになるが、すべての原因ではないにせよ、ここには女性運動の弱さが反映している。

(4)要約

社会運動の強弱とはどのようなことか、またそれはいかに測定し比較するのかについては、これまで十分に検討されてこなかったように思う。もちろん、本節においても、それを達成したとは到底いえない。せいぜい、その困難性の指摘に留まっているといえよう。ただ、はっきりさせておきたいのは、ある種の運動が強いとか弱いとかいわれる場合、それは論者の関心や、見ている現象に応じて、さまざまな含意をもちうる、ということである。例えば、ナショナル・トラストの会員数や寄付金が多いことをもって、イギリスの環境運動は「強い」という場合、それはイギリスの環境運動が、豊富なリソースをもつ、という意味である。また、国の原発推進政策を阻止した運動の「強さ」は、政治的影響力によるものであり、各種の法制は運動の達成・成果である。これら三者の間には、①リソース→②影響力→③達成度、という関係が一応成立する。つまり、リソースが多い運動は影響力も強く、よって多くを達成できる可能性が高い。にもかかわらず、この三者をわけた意味は、後に明らかになるように、女性運動自身は支持者も少なく、政治過程での影響力も弱いにもかかわらず、女性の社会進出が進み、女性の地位が高い国が存在するからである。

以下では、女性運動の国際比較を試みた研究を検討する。もちろん、さまざまな属性や要素をもつ運動を、無原則に比較しても意味がない。いかなる視角から比較するかが重要である。運動の強弱は、さまざまな要因の複合である。例えば、西欧16カ国の女性下院議員比率は、7位までをプロテスタント国が占め、下位9カ国中7カ国がカトリックである⁽⁵⁶⁾というように、文化的要因も有意な比較の対象たり得る。だが、すべての相違を文化によって説明することも乱暴である。国によるパフォーマンスの差異のすべてを説明できる、一元的な原理はない。

ここでは特に、政策レベルにおける女性運動の目標の達成という点から⁽⁵⁷⁾、国ごとのパフォーマンスの相違を説明しようとした研究を概観し、そのメリット・デメリットを検討する。先にみたような賃金格差や社会進出度の

差異も、機会均等法に代表される法制面の不備に帰せられる部分が大きいと考えられるからである。また、緑の党の得票率が高い国が必ずしも先進的な環境政策を取っているわけではない⁽²²⁾ように、環境や女性の地位向上を「支持する」人の多さは、そうした 이슈が実際に「政治」で勝てることには直結しない。世論の支持は、もちろん運動のリソースたりうるが、それが機能する場はあくまでも現実の「政治」の中においてである。なお、この場合、文化の問題は単に捨象されるのではなく、政策実現を左右する一ファクターとして機能しうる。例えば、次項で検討する研究では、政治文化における「国家」のもつ意味が、説明変数の一つに加えられている。

- (22) 女性運動の場合、コンシャスネス・レイジング・グループのように、潜在的な形態を取ることがあり、その確認が困難であるといわれる (Katzenstein, *op. cit.*, p. 3)。そもそも、現代の社会運動にとっては、むしろその潜在性がリソースになりさえする、という説を取れば (A. Melucci, *Nomads of the Presents: Social Movements and Individual Needs in Contemporary Society.*, Hutchinson Radius, 1989., pp. 70-3), 「見えにくい」ことと「弱い」ことは、同義ではない。
- (23) これらの指標は、労働運動の達成とリソースの双方を含んでいる。組合員数などは、達成であると同時に、リソースでもある、という二面性をもつ。
- (24) 実際、デモの減少は、マス・メディアには、運動の衰退と見なされる (Katzenstein, *op. cit.*, p. 3)。
- (25) この点は、実は労働統計についても、しばしば問題となるところである。
- (26) 例えば, E.L. Backman/D.J. Finlay, *Student Protest: A Cross-National Study.*, *Youth & Society.*, 5-1, 1973. は、新聞4紙から17カ国における、学生ストライキの件数を調べているが、専ら英字紙を用いたため、国による件数がアンバランスになっている。
- (27) 市川虎彦「たのしさのゆくえー現代社会運動に関する一考察ー」『一橋研究』13-4, 1989年, 162頁。また、日本のリブ運動の主流は、産むことの価値を肯定する方向へ向かったにもかかわらず、中ビ連(中絶禁止法に反対しビル解禁を要求する女性解放連合)の主張が、「そのマスコミ利用法の上手さも手伝って、あたかもリブ運動を代表するものであるかのようにマスコミで扱われた」(江原由美子『女性解放という思想』勁草書房, 1985年, 130頁)。
- (28) 社会運動研究は、社会運動と圧力団体・利益集団を別のものとする考えが、

- 圧力団体研究は、しばしば社会運動を圧力団体の一部と捉える (J.L. Walker, *The Origins and Maintenance of Interest Groups in America.*, *The American Political Science Review.*, Vol. 77, No. 2., 1983.; 村松岐夫・伊藤光利・辻中豊『戦後日本の圧力団体』東洋経済新報社, 1986年; 辻中豊『利益集団』東京大学出版会, 1990年, など)。
- (29) M.F.Rogers, *Instrumental and Infra-resources: The Bases of Power.*, *American Journal of Sociology.*, 79, 1974, p. 1425.
- (30) 大嶽秀夫『現代日本の政治権力経済権力』三一書房, 1979年, 14頁。
- (31) 長谷川公一「社会運動の政治社会学」『思想』737, 1985年, 139頁。一般に, 政治学者は「リソース」, 社会学者は「資源」という語を用いるが, もちろん同じことである。なお, 主要な論者のリソースの分類は, 村松ほか前掲, 28頁の表1-3をみよ。
- (32) 村松ほか前掲書, 35-7頁; 蒲島郁夫「マス・メディアと政治」『レヴェアシアサン』1990年, 16-8頁。
- (33) 新しい社会運動型の運動体は, しばしば「組織」ではなく「運動」を自称するが(例えば, 村尾行一「東大全共闘-この奇妙なる“生態系”-」武藤一羊編『学生運動』筑摩書房, 1969年, 242頁; 高橋徹『現代アメリカ知識人論』新泉社, 1987年, 100頁, など), 叙述上の煩雑さを避けるため, また両者はその内部過程を別とすれば, 政治的成果を目指す上での, 対外的「機能」においては等価であると考え, 以後は両者の使い分けに特に気を使わないこととする。
- (34) 筆者は, 国民全体の文化的能力の底上げは, 社会運動セクターにとっては, リソースの増大である, という考え方を示したことがある(拙稿「一九六八年における政治参加-大学紛争を中心に-」『一橋論叢』117-2, 1997年, 360頁)。社会運動セクターについては, J. M. マッカーシー/M. N. ゴールド「社会運動の合理的理論」塩原勉編『資源動員と組織戦略』新曜社, 1989年, 参照。
- (35) 「市民・社会運動と呼ばれるもの」の大部分は統計からは漏れるのである(辻中前掲, 19頁)。公式統計などを用いた, 日本の市民運動団体数測定の試みもある(中島あかね「1970年代後半以降の我が国の市民運動について」関西大学『法学論集』35-2, 1985年; 坪郷実「「新しい社会運動」と労働組合提携の条件」山口定ほか編『市民自立の政治戦略』朝日新聞社, 1992年)が, 統計の整備状況から考えて, 国際比較には適さない。
- (36) 寺田前掲1994年, 157-8頁。
- (37) これには異論が予想される。そもそも社会運動は, 必ずしも「左翼」的であったり, 「革新」的であったりするとは限らないからである。新しい社会運動は, 旧左翼ではなく, 新自由主義と接合することもある (Offe, *op. cit.*, p. 856ff.). アメリカのリブ運動が, 能力ある女性とその他の

女性の間の貧富の差を拡大することに貢献した、という説もある(シャーウィーン裕子『女たちのアメリカ フェミニズムは何を変えたか』講談社、1991年、62-4頁)。女であるという「属性」による差別は、メリトクラシーの貫徹を待望することにもつながりうる。

- (38) 岩本美砂子「フェミニズムと政治権力—一つではないフェミニズム—」田口・加藤編『現代政治学の再構成』青木書店、1994年、209-21頁。日本の女性運動にとって、近年最大の分断線は、男女雇用機会均等法改正に伴う、女子保護規定撤廃に関するものであろう。『労働運動』96年10月号；『労働法律旬報』1401、1997年；『週刊金曜日』97年3月14日号；『ジュリスト』97年7月15日号などに特集されている。
- (39) 運動の支持者が多い、ということは、二つのインプリケーションをもつ。それが運動の宣伝活動の成果であり、したがってそれ自身、運動の目標の達成であるという意味と、支持者は以後運動にとってのリソースになる、という意味においてである。
- (40) L. A. Banaszak/E. Pultzer, The Social Bases of Feminism in the European Community., *Public Opinion Quarterly.*, Vol. 57, No. 1, 1993, pp. 47-8. 実際、ギリシア女性の地位は非常に低い、といえそうである。前掲国連調査では67位、人口危機委員会調査では28位である。女性参政権は1952年と遅く、議員の比率もヨーロッパではイギリスに次いで低い。ニューヨーク・タイムズは、1981年にギリシアの女性は、ヨーロッパの女性の中で最も社会的・経済的に差別されている、という記事を掲載した(B.A.Dobratze, Sociopolitical Participation of Women in Greece. in G.Moore/G.Spitze eds., *Research in Politics and Society: A Research Annual.*, Vol. 2, JAI Press Inc., 1986, pp. 122-3)。
- (41) 無論、これは「観察」できるレヴェルの話である。資本主義社会においては、ビッグ・ビジネスが、「構造的に」最大の権力をもつ、といった類の議論は当然ありうるが、その問題は本稿の課題を越える。ここでは差し当たり、観察できる範囲の権力構造観は、「一次元的である」という批判に言及するに留める(S. ルークス『現代権力論批判』未来社、1995年、13-22頁)。
- (42) 三宅一郎・綿貫譲治・島澄・蒲島郁夫『平等をめぐるエリートと対抗エリート』創文社、1984年。組織労働者、各界リーダー(同書)、国会議員、官僚といった、被調査者別の影響力調査一覧は、村松ほか前掲、218頁、表5-1にあるが、この中で「婦人運動」の影響力を聞いているのは同書だけである。ただし、サンプリングは、「日本ではウーマンリブなどラジカルなフェミニスト運動グループが少ないため、婦人運動団体に加え消費者運動、住民運動、市民運動の女性リーダーも抽出し」ている(222頁)。

- (43) 同前, 52頁, 表2-9; 137頁, 図6-1。
- (44) S. Verba et al., *Elites and the Idea of Equality: A Comparison of Japan, Sweden, and the United States.*, Harvard University Press, 1987, 10.
- (45) 政策領域については, T. J. Lowi, American Business, Public Policy, Case-Studies, and Political Theory., *World Politics.*, Vol. 16-No. 4, 1964.
- (46) 52頁, 表2-9。なお, 同書では解放同盟の影響力は, 下から二番目にマークされるが, それでも婦人運動の二倍ほどある(137頁, 図6-1)。
- (47) もうひとつ, システムにとっても容認せざるを得ない正統性というリソースの存在も指摘できる。H I V訴訟支援運動の成功の背景にもこの問題がある。ここには「開発-環境」「女性の自立-家庭」といった構図がなく, 厚生省や製薬会社には, いかなる大義名分もない。
- (48) 伝統的左翼と違うという点こそ, 新しい社会運動が「新しい」所以である。例えば, 「生産諸力およびその発展という領域には侵入しない」労働運動は, 本質的には環境運動と相容れにくい性質をもっている(トゥレーヌ前掲, 24-5頁)。また, 左翼政党は一般的に男女間の平等を綱領に謳うものの, 実際には左翼は必ずしも女性の解放に熱心でないことが, 告発されている(Banaszak et al., op. cit., p. 36)。さらに, ほとんどがミニマリストであるアメリカのフェミニストは, 軍隊内での女性の増加を進歩の印と認め, 近年のパナマのケースに見られたように, 女性を軍隊に送ることを賞賛さえする(M. M. Ferree, Political Strategies and Feminist Concerns in the United States and Germany., *Research in Social Movements, Conflicts and Change.*, Vol. 13, JAI Press Inc., 1991, p. 227)が, これなどは, 平和運動の思想とは相容れ難い。女性運動と障害者運動との衝突については, 江原前掲, 128-33頁; S. D. Watson, Holistic Policy Making: "Neo-Liberalism" as Illustrated by the Women's and Disability Rights Movements., *Policy Studies, Journal*, Vol.21, No. 41, 1993.
- (49) 労働省婦人局婦人政策課監修, 財団法人労働問題リサーチセンター編『女性の地位指標 女性の地位指標に関する研究会報告』大蔵省印刷局, 1995年, 1頁。同書は緻密な数量化作業を行っているが, 日本だけを対象としており, 国際比較には寄与していない。
- (50) 注14(15)参照。
- (51) ただし, 人口危機委員会調査は, これらも勘案している。
- (52) 岩本前掲, 229-31頁。
- (53) 大脇ほか前掲, 61頁。
- (54) G. Therborn, The Rule of Capital and the Rise of Democracy.,

New Left Review., No. 103, 1977.

- (55) もちろんこれには、「先進国の中では」という留保がつく。例えば、トーゴ、セネガル、マリ、ナイジェリア、といった国では、40%以上の女性が一夫多妻婚で結婚している（国際連合『世界の女性1995—その実態と統計—』日本統計協会、1995年、31頁、図表1.14）。無論これらは文化的多元性の問題であって、こうした風習は「野蛮だ」、といった決めつけは、「近代主義的」である、という排りを受けるかもしれない。しかしながら、これらの諸国における女性の地位が低い、ということはいえるであろう。
- (56) 栗田宣義「政治的社会化」梶田・栗田編『キーワード社会学』川島書店、1993年、107頁、注(10)。特に女性運動の場合、性や婚姻、家族などについての文化的規範が、しばしば障害となる。ちなみに日本は、未婚女性が子供をもつことについて、16カ国調査で最も寛容的であり、寛容な者の割合は平均の1/3程度に過ぎない（R. イングルハート『カルチャーシフトと政治変動』東洋経済新報社、1993年、373頁、表A-4）。政治について議論する女性の割合も、21カ国中最低である（同59頁、表1-2）。
- (57) 第二波フェミニズムが、意識やイデオロギーを問題にしたことや、今日の運動はかつてないほど非政治的領域へシフトしてきており、政治還元主義はその新しさを見逃してしまう、という危惧が表明されていること（Melucci, op. cit., pp. 23 ; 43-4）を考えれば、これは一面的である。しかし、80年代にアカデミズムや高学歴主婦の間でマルクス主義フェミニズムの影響が強かったものの、現実政治の領域ではその遅れが指摘される日本の現状（岩本前掲、231-2頁）では、この面を掘り下げることに意味がある。もちろん実際には、日本人男性の家事分担率は対象国中最低であり（大脇ほか前掲、162頁、表6-2）、メインストリームの政治だけでなく、意識改革も重要であり続けていることには変わりはない。
- (58) 寺田前掲、1990年、85頁。

三. 既存のアプローチの検討

(1) 国家機関と社会運動の関係からの比較

まず、国家機関と社会運動の関係という観点から、女性運動を国際比較した研究⁽⁵⁹⁾を検討する。先述のごとく、新しい社会運動の新動向として、国家や制度の利用が指摘されることからしても、社会運動と国家の関係の検討には意味がある⁽⁶⁰⁾。

同書は、女性のための政策機関 [Women's Policy Machinery : WPM] が、女性運動の目標をいかに達成するかを説明すべく、14カ国の事例研究を集めた

ものである。WPMとは、政府が設立し、女性の社会的地位の向上を主要な目的とする機関を指す（国連の定義）。したがって、ここで注意すべきは、国家を嫌うラディカル派にとって、同書でいう「成功」は、むしろ「取り込まれ」を意味するという点である⁽⁶¹⁾。しかし、冒頭に述べたように、近年はむしろメインストリームの政治に接近し、制度を使うことへの抵抗は少なくなってきた。

国別のモノローグは、各国の歴史や特殊事情、具体的な政治過程などを含むが、等しいレヴェルでの比較ではない⁽⁶²⁾。比較の基準は、以下のとおりである。まず、従属変数たる国家フェミニズム⁽⁶³⁾の基準としては、T. スコチポルが国家の行動を研究する際に示した二範疇、すなわち①国家能力：WPMが政策に影響を与えることができる程度；②国家－社会関係：WPMが女性運動に政策過程へのアクセスの機会を与えることのできる程度、を用いる⁽⁶⁴⁾。つまり同書では、男女の平等政策を実現する主体は、社会運動というよりは、国家機関である。ただ、その国家機関と社会運動の連携を重視するために②が存在する、といってよいであろう。

両者を規定する独立変数は、(1)WPM設立に至る政治⁽⁶⁵⁾；(2)WPMの組織形態；(3)政治文化における国家の概念；(4)女性運動の形態、の四つが挙げられる⁽⁶⁶⁾。

各国ごとの事例研究の結果、ポーランド以外の13カ国すべてのWPMは、フェミニストの政治的目標を前進させ、政策過程において女性運動に力を与える[empower]方策を講じている。だが、その活動の成果は、国により異なる。彼女たちは、それを二つの次元から構成される四象限に、タイポロジー化している。二つの次元とは、先の従属変数にそれぞれ対応するもので、1. 政策への影響力；2. 政策へのアクセスである。

1. 影響力は、WPMが均等雇用政策(採用、解雇、職業訓練、昇進)に関し、性に基づく、直接・間接の差別をなくするという国家活動(equal employment policy : EEP)にインパクトをもちうる程度から測定される⁽⁶⁷⁾。WPMは、政策形成前、形成、履行、評価のどの段階においても、EEPの内容決定に際し、明瞭な役割を果たしていれば、高い政策影響力をもったと分類される。反対も同様である⁽⁶⁸⁾。一般的に、政府内ヒエラルキーにおける周辺的位置と、各政府が女性問題に割り当てる低い優先順位のために、WPMが政策に影響を与え

る能力は大きくない。実際、どの国でも、より強力な国家機関や社会集団が、WPMの働きをブロックするということが、特に保守党政権下で起きている。

2. 政策へのアクセスは、WPMが団体のリーダーを直接、政策ネットワークにリクルートするか、または、社会運動との間に、協力関係を結ぶこととされる。フェモクラット⁽⁶⁹⁾は、女性運動に政策形成や履行に参加するための機会や資源を提供することで、間接的に運動を援助することができる。女性団体への国家資金の提供や、国家の政策形成の場への女性団体の人材のリクルートなどが、それに当たる。その際、女性運動の国家への接近が、その吸収や支配と同義でない、ということが重要である。過度に国家に依存的になると、彼らの自律性が脅かされるばかりか、その運命までWPMのそれと結びつき、時には与党の組合せなど、政府の動向に左右されることになるからである。

以上から、国家フェミニズムの4類型が生まれる。ポーランドだけは、WPMが女性の地位を向上させることに貢献していないため、ここには入らない。

タイプ1：高影響力／高アクセス(オーストラリア、オランダ、ノルウェー、デンマーク)

タイプ2：高影響力／低アクセス(フランス、スウェーデン、イギリス、スペイン)

タイプ3：低影響力／高アクセス(カナダ、ドイツ、アメリカ)

タイプ4：低影響力／低アクセス(アイルランド、イタリア)

次にこうした類型を生み出した要因を、先の4独立変数から説明する。以下それぞれの要素について、その結論を概観する。

(1)WPM設立に至る政治

タイプ1諸国のWPMは、穏健なフェミニスト・グループからの圧力のもと、社会民主主義政権のイニシアティヴ下で創設されている。他のタイプの諸国でもWPMが左翼政権下で作られてはいるところは多いが、積極的なフェミニスト運動からの圧力はそれほど広くみられず、ことにアイルランド、フランス、スペインにおいてそうであった。イタリアにおいては、いずれの要因も欠如しており、WPMは社会主義政党の参加があったとはいえ、フェミニスト運動からの圧力もなしに、中道右派政権下で作られた。それが、ESC(平等地位委員会)や、ESONC(平等地位および機会均等のための国民委員会)の弱さの一

部を説明する、とされる。

(2)WPMの組織形態

タイプ1 諸国のWPMはみな、平等促進を主要な政策に持ち込むのに、部門横断的なアプローチを用いた。つまり、福祉・厚生、労働、法務、産業といった、諸領域にまたがる女性問題を解決するためには、WPMは省庁間に渡るネットワークとして機能できることが望ましい。オーストラリアのOSW（女性の地位局）は、連邦首相・内閣省（the department of the federal Prime Minister and Cabinet）にあるという強力な位置を利用し、他省内の他のWPMの作業を調整する中核として機能しうる。例えば、女性予算声明は、連邦すべての機関および省庁に、ジェンダーについての考慮を義務づけた。オランダのDCE（平等政策調整庁）も、強力な位置、すなわち社会問題省に位置づけられている（1981年以降）。ノルウェーのESC（平等地位会議）は、公共政策のすべての領域における男女平等についての発案に、政府の優先順位を設定するスタッフ並びにリソースをもつ。さらにESCは、郡や市町村における均等地位委員会を作り、女性団体を支援することができる。同委員会は、1980年代にESCの支援を受けて、議会や企業へ女性をリクルートする重要な手段となった。ESCはデンマークのDESC（デンマーク平等地位会議）とともに、直接的な助成によって、女性運動を支援したばかりでなく、彼女たちをコーポラティズム的な場や議会に送り込んだ。

フランス、スペイン、アイルランド、スウェーデンといった、集権的な国々では、女性の均等政策を正式な方法で調整する機関が存在しない場合、その活動は限定的なものとなる。例えば、フランスのMDF（女性の権利省）は、他の行政的要害の構造に入り込むことはできなかった。つまり、中央集権的な国家の中では、周辺の機関は、効果的な活動を妨げられる、ということである。カナダでは、複数のWPMが分散し、影響力のある中央の調整機関を欠いている。イタリアでも、複数の機関の間の調整をほとんど行っていない。

他方、中央集権—地方分権の軸がもつ意味は両義的である。例えば、分権的なドイツでは、いくつかの州政府は平等を推進したが、そうでない後進的な州も残った、と同書では指摘される。これに対し、ドイツのいくつかの州では、中央政府の反対に逆らってクォータ制を導入したと、その分権のメリットをあ

げる説もある⁽⁷⁰⁾。

(3)政治文化における国家という概念

高いパフォーマンスのWPMをもつ諸国すべての政治文化において、国家という概念は、社会的不平等を取り扱う主要な行為者とみなされ、社会的諸利益は、社会的平等政策を発展させる際に、国家に持ち込まれ、そこで調整されるものとされる。例えば、社会問題に対する反応として、政府を目指すというのが、オーストラリアの政治的伝統であり、国家に社会的諸問題に対応する反応を求める政治的伝統と、社会正義の担い手という国家の概念が、自由、労働両党に抱かれている。

より低いパフォーマンスの諸国では、強力な平等国家という概念は、一般的ではない。アメリカでは、強力な反政府的感情と多元主義的な圧力団体の行動への傾向が、集権的な施策を妨げる。イタリアでは、集権化と外部からの国家へのアクセスの難しさが、国家による問題解決の回避に帰結し、むしろ政策は国家の外において効果的に履行される。有効なEEPが作られ、その実践が行われる場合は、国家機関ではなく団体交渉過程である。ESCは労働組合と使用者の代表をメンバーに数えながら、これらの交渉において、全く役割を果たさなかった。フランスの国家は、非常に強力な、現れつつある社会的諸利益にとっては、入り込みにくいとみなされている。カナダでは政治文化における中立性という行政の伝統が、官僚制のトップに、フェモクラットの平等計画への過度の介入に疑問の目を向けさせる。アイルランドでは、WPMの行動の主要な障害物たる、家庭内での女性の役割の奨励というカソリック教義の実行を、憲法が国家の役割としている。

(4)女性運動の形態

良好なパフォーマンスの諸国では、コンシャスネス・レイジングの活動で、ジェンダーに基づく差別を公衆のアジェンダに乗せたラディカル・フェミニスト・グループと、直接的に政党や政治家に圧力をかけて、WPMを作らせ、運営させた穏健なフェミニスト集団が、しばしば対立関係にあったが、両者の影響力の合成が、より効果的なWPMの設立のための舞台を作った。その他の諸国においては、両者の結合が見られない。例えばフランスでは、改良志向の集

団より反システムの集団が広く行き渡っており、国家フェミニズムは弱体であるとされる⁽⁷¹⁾。アメリカ、カナダ、スウェーデンにおいては、自律的なラディカル・フェミニスト運動は、穏健な改良志向集団よりも弱い。イタリアでは、女性運動は強く、また現在も成長中であり、自律的なフェミニスト・グループが活発な文化的活動を維持している。しかし、イデオロギー的・組織的分裂が、意味ある協力を妨げてきた。

若干のコメント

最後に、同書について簡単な評価を行う。まず、そのメリットは、一定の基準からタイポロジーを作り、それに各国を割り振ることで、欧米諸国が一様に進んでいるわけではない、ということを示している点である。また、先に触れた2つのランキングで、いずれも1位を獲得したスウェーデンが、社会運動の国家へのアクセスが十分でないために、ここでは第一グループに入れないという結果も目を引く。

だが、同書ではWPMの影響力とWPMが女性運動に与えるアクセスの程度を説明する4つの変数が、いささか恣意的に選択されているきらいがある。そのため、4変数では上手く説明し切れない事柄が多いように思われる。例えば、スウェーデンでは、1979年の機会均等法によりJÄMO（平等オンブズマン）が設立され、新しいEEPの施行という任に当たったが、マクロ・コーポラティズムが制度化され、賃金政策は頂上団体の交渉による同国では、JÄMOの活動範囲は集团的合意の存在しない、労働市場の10%に限定された。つまり、ここではマクロ・コーポラティズムがWPMの活動を妨げているのである⁽⁷²⁾。これは、4要因のいずれからも説明できない。また、フランスのMDFが1983年にEEPを提案したとき、社会党の首相および労働組合が反対し、立法過程において、より正当な法案を妨げた事例もある。結果として、同法が生み出したものは、効果ある強制機構というよりは、力のない均等雇用委員会だった、といわれる。以上の点に鑑みて、実は、新しい社会運動と既成左翼との関係が、重要な要因となっている可能性があるが、本書では触れられない⁽⁷³⁾。

また、要素(3)は政治文化における国家の概念に限定する必要はなく、政治文化全般とした方が、説明力は上がったと考えられる。一例を上げると、アイルランドのWPMは、カソリック的性格の憲法により、家庭内における世話人と

しての女性の役割の保持と衝突しない政策領域に、活動を制限されている。墮胎や離婚についての政策は、WPMにとって権限の範囲外である。これは国家観の問題ではない。なお、WPMの組織形態 [organizational forms] と呼ばれているものは、むしろその制度的配置⁽⁷⁴⁾というべきであろう。

さらに、私が前節で示した枠組みに従えば、運動の目標の達成度との関係が判然としにくい。つまり、スウェーデンは、女性の地位や社会進出度の高さにもかかわらず、本書では第一グループに入れない。もちろん、女性運動の政策への参加を、運動の目標の達成と考えることも論理的には可能だが、やはり「参加なき達成」とでもいうべき現象が起こっている、と見るべきであろう。この点をどう捉えるかが問題である。

また、本書は基本的に女性運動の目標を達成する主体を、WPMすなわち、国家機関と考えている。もちろん、WPM設立に至る政治過程の分析において、各章の論者は外部のアクター、すなわち女性運動の役割を叙述している。しかし、結論部分では、むしろ社会民主党政権時代に設立されることが、重視されている感がある。

真の問題解決のためには、エリートと社会運動の対抗的相補性こそが必要であるという⁽⁷⁵⁾、従来の社会運動研究では、ややもすれば閑却されがちな点を、重視しているの点は、本書のメリットであろう。女性問題という比較的その認識が進んだ領域を選んだということや、編者の二人をはじめ、多くの政治学者を動員していることなどの反映であろう。ただ、その分逆に社会運動の位置づけが、相対的に副次的なものとなっているような印象がある。

本書は、編者たちも述べるように、10数カ国の実情についての、カタログであり、その収集自体に意味がある。その分、等しいレヴェルでの比較になっていない上に、多くの対象を、単純なモデルに当てはめようとしたために、操作化の過程で曖昧さをうみ、モデルの切れ味を悪くしている⁽⁷⁶⁾。この点は、他の視角からの研究によって、補われなければならない。14カ国のモノグラフは、そのための材料を提供している。

(59) D.M.Stetson/A.G.Mazur eds., *Comparative State Feminism.*, Sage, 1995. 以下の叙述は、同書に沿って行うので、煩雑さを避けるため、特別な場合を除き頁数を省略する。

- (60) 「社会運動と国家の相互作用を検討したものはあまり多くない」(C. Jenkins/B. Klandermans, *The Politics of Social Protest.*, in Jenkins et al. eds., *op. cit.*, p. 3)。
- (61) 一般に初期のリブ運動は、国家や制度を使うことに疑いの眼を向けた (Stetson et al., *op. cit.*, p. 2; Rowbotham, *op. cit.*, p. 4; Threlfall, *op. cit.*, p. 290; J. フリーマン「フェミニズムの組織問題」塩原編前掲, 164頁)。また、ヒエラルキーのない民主的な組織形態を志向する運動にとっては、国家と関わるのが、そうした組織のあり方への脅威と考えられた (N. Charles, *Feminist Politics, Domestic Violence and the State.*, *The Sociological Review.*, Vol. 43, No. 4, 1995., p. 629)。
- (62) そのこと自体、編者も認識している (p. 291)。
- (63) 国家フェミニズム [state feminism] の概念は、女性の地位や状態を向上させることに、公式に関わる政府組織の諸活動を指す (pp. 1-2)。
- (64) T. Skocpol, *Bringing the State Back In: Strategies of Analysis in Current Research.*, in P. B. Evans/D. Rueschemeyer/T. Skocpol eds. *Bringing the State Back In.*, Cambridge University Press, 1985. ただし、スコチポルの国家能力 [state capacity] とは、強力な社会的諸集団による反対に抗して、公的な目標を実現する国家の「能力」を指している (p. 9) わけだから、それをWPMの、社会的諸集団だけでなく、他の国家機関に対する自律性としても扱うことには、ある種の読み替えがある。「国家」を一枚岩的に捉えないためには、これは妥当である。また、スコチポルに依拠する以上、彼女たちは、政策が社会的諸集団の交差圧力によって決まる、という立場を取らない。
- (65) これは、「レジーム」となって、その後の政治交換や、政策の進展などにも、規制力を発揮すると考えられる (Esping-Andersen, *op. cit.*)。
- (66) ただし、(2)は(1)から独立しているとは考えにくい。また(1)も(3)にある程度規定されると思われる。つまり、独立変数の「独立」の程度は、まちまちである。
- (67) つまり、彼女たちはWPMの強弱の検討に、雇用均等政策という「政策領域」を選んだわけである。このアリーナではWPMや女性運動の活動が、その他の国家機関や、資本に代表される他の社会的アクターの利害に抵触するので、強弱の測定には相応しいと考える。というのも、今日の先進諸国においては、一般的に女性の地位が向上することには、誰しも反対しにくいからである。
- (68) この判断は、各国ごとの政治過程分析から行われる。この操作化において、見られるように、影響の「程度」は捨象されている。多くの国を比較する代償であらう。

- (69) WPMで働く女性をフェモクラット [femocrat] と呼び、他の女性公務員と区別する。これは彼らの造語ではなく、オーストラリアで実際に使われていることばである。
- (70) I. レンツ「コーヒーカップとコンピュータのはざままで 女性の職業意識の変化とジェンダーで分断された労働市場の変化」原・大沢編『変容する男性社会 労働、ジェンダーの日独比較』新曜社、1993年、22頁。分権性は、社会運動に多くのアクセス・ポイントを提供するという面もある (H. Kriesi, The Political Opportunity Structure of New Social Movements: Its Impact on Their Mobilization., in Jenkins et al. eds., *op. cit.*, p. 171)。
- (71) これは、先に触れた対象の限定という問題である。すなわち、反システムのラディカルな運動の評価は、この枠組みでは、現実に政治に働きかけて効果を上げるという点で、上手く機能しないために、非常に低くなってしまう。
- (72) 事実、コーポラティズムのミクロ化・メゾ化に伴い、女性に有利な状況が生まれる、という指摘もある (大脇ほか前掲、57頁)。無論、能力による格差の拡大を懸念する声もある。
- (73) 次項において検討することになるが、「新しい社会運動の政治的機会構造は、左翼が政権にいるかないかで決定的に異なる」(Kriesi, *op. cit.*, p.182)といわれる。
- (74) 「制度的配置」の含意については、真淵前掲参照。
- (75) 梶田孝道『テクノクラシーと社会運動』東京大学出版会、1988年。
- (76) それは、四条件のうち、一つでも欠けていると、WPMの能力は低下する、という結論に、端的に現れている (p.287)。注(66)(68)も参照。

(以下、次号以降に続く)

(日本学術振興会特別研究員)